C　次の算式Ⅲによつて算定した数（当該数に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が 2 を超える場合には 2 とし、負数となるときは 0 とする。）

算式Ⅲ

C ＝ 2 － （d － c）／（c × 0.101）

（d － c）／ c に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式Ⅲの符号

c　平成 7 年度から平成 11 年度までの地方財政状況調査による人件費（「地方財政状況調査表（都道府県分）」の「性質別経費の状況」（以下この表において「都道府県調査票性質別経費」という。）の表側「1．人件費」、表頭「決算額」欄の数から「人件費の内訳」の表側「6．退職金」、表頭「決算額」欄の数を控除した数に都道府県調査票性質別経費の表側「12．投資的経費　うち人件費」、表頭「決算額」欄の数を加算した数をいう。以下この表の都道府県の項において同じ。）、物件費（都道府県調査票性質別経費の表側「2．物件費」、表頭「決算額」欄の数をいう。）、補助費等（都道府県調査票性質別経費の表側「5．補助費等」、表頭「決算額」欄の数をいう。）及び繰出金（都道府県調査票性質別経費の表側「10．繰出金」、表頭「決算額」欄の数をいう。）

算式Ⅳの符号

e　平成 7 年度から平成 11 年度までの地方財政状況調査による人件費（「地方財政状況調査表（都道府県分）」の「性質別経費の状況」（以下この表において「都道府県調査票性質別経費」という。）の表側「1．人件費」、表頭「決算額」欄の数から「人件費の内訳」の表側「6．退職金」、表頭「決算額」欄の数を控除した数に都道府県調査票性質別経費の表側「12．投資的経費　うち人件費」、表頭「決算額」欄の数を加算した数をいう。以下この表の都道府県の項において同じ。）の合計数を 5 で除して得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

f　平成 25 年度から平成 29 年度までの地方財政状況調査による人件費（指定都市を包括する道府県にあつては、平成 29 年度の人件費については、県費負担教職員のうち当該指定都市立の小学校等の職員に対して負担した人件費に相当する額として総務大臣が通知した数から退職金に相当する額として総務大臣が通知した数を控除した額を加算した数とする。）の合計数（復旧・復興事業分を除く。）を 5 で除して得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

E　次の算式Ⅴによつて算定した数（当該数に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が 2 を超える場合には 2 とし、負数となるときは 0 とする。）

算式Ⅴ

E ＝ 2 － （h － g）／（g × 0.692）

（h － g）／ g に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式Ⅴの符号

g　平成 7 年度から平成 11 年度までの地方財政状況調査による物件費（都道府県調査票性質別経費の表側「2．物件費」、表頭「決算額」欄の数をいう。）、補助費等（都道府県調査票性質別経費の表側「5．補助費等」、表頭「決算額」欄の数をいう。）及び繰出金（都道府県調査票性質別経費の表側「10．繰出金」、表頭「決算額」欄の数をいう。）を合算した額から「公営企業等に対する繰出し等の状況　その 1 法非適用事業分」の表側「総計」、表頭「3．建設費繰出」及び「4．公債費財源繰出」欄の数並びに「公営企業等に対する繰出し等の状況　その 2 法適用事業分」の表側「総計」、表頭「3．建設費繰出」及び「4．公債費財源繰出」欄の数を控除した額（以下この表において「都道府県経常的経費決算額」という。）の合計数を 5 で除して得た数（整数未満の端数